特集

１名でも６０歳以上の従業員を雇用していれば、申請できます！ 支給額最大

エイジフレンドリー補助金（高年齢労働者の労働災害防止コース）100万円

補助金の概要

労働災害の防止のため、６０歳以上の従業員にとって危険な場所や、負担の大きい作業を解消する取組に**必要な費用の５０％を支給します（１００万円限度）**。この費用には、機器の購入費や工事の施工費等が挙げられます。
手順としては、事前に計画書の提出と承認を受け、その後に機械設備などの契約・購入をします。

補助金申請の流れ

計画書提出 → 承認 → 契約・購入 → 支給申請

具体的には、どれが対象になるの？

補助金の対象になる事例

詳しい社労士にぜひ聞いてみよう！

作業床や通路の**つまずき防止**対策

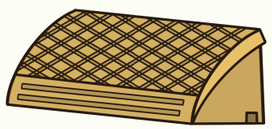

作業床や通路の**滑り防止**対策

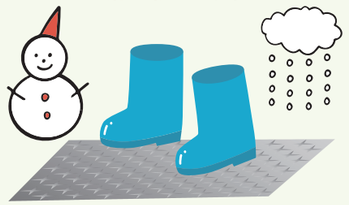

転倒時における**ケガのリスクを低減**する設備・装備の導入

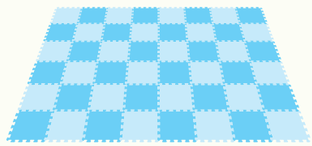

不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置

介護における移乗介助の際の**身体的負担を軽減**する機器の導入

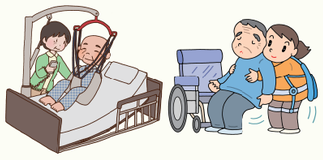

暑熱作業のある事業場への**熱中症リスクを低減**させる送風機の設置

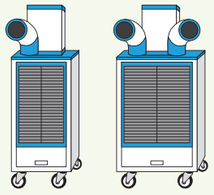

少しでも気になったら、お気軽にお問い合わせください！

よくある質問

パートタイマーに有給休暇を取得させる義務はあるの？

Q

今年１月に採用した、週３日勤務のパートタイマーがいます。その従業員から、８月に有給休暇取得の申し出がありました。
パートタイマーに有給休暇を取得させる義務はありますか？

A

はい、あります。

６か月以上勤務しているパートタイマーであれば、有給休暇取得の申し出を断ることはできません。仮に夏のバーゲンセールなどの繁忙期であっても、原則、断ることはできません。

このパートタイマーは６か月以上勤務しているので、有給休暇を取得する権利があります。今回のように、週３日勤務の場合は５日の有給休暇が付与されます。
勤務日数が少ないパートタイマーやアルバイトであっても、有給休暇の権利は発生するので注意しましょう。

パートタイマーの年次有給休暇日数一覧表

週所定労働日数	１年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間（単位：年）						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
４日	169 日～ 216 日	7	8	9	10	12	13	15
３日	121 日～ 168 日	5	6	6	8	9	10	11
２日	73 日～ 120 日	3	4	4	5	6	6	7
１日	48 日～ 72 日	1	2	2	2	3	3	3

ここ！

ご相談ください

労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。